

○都留市がん患者アピアランスケア助成金交付要綱

(令和5年12月28日告示第167号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の生活の質の向上を図るため、がん治療に伴う外見変化を補完する補整具の購入費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成金の申請時において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) がんと診断されその治療を受けた、又は受けている者
- (3) 令和5年4月1日以降に、がんの治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入した者
- (4) 助成を受けようとする補整具の購入費用について、他の制度による助成等を受けていない者
- (5) 本人及びその世帯に属する者が市税等の滞納をしていない者(市長に対し、分割納付の誓約をし、誠実に履行していると市長が認める者を含む。)
- (6) 同一の世帯の中に都留市暴力団排除条例(平成24年都留市条例第12号)第2条第2号に規定する暴力団員がいない者

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる補整具の購入費用とする。ただし、補整具の購入費用は、医療保険適用外のものに限る。

- (1) ウィッグ(部分用ウィッグ、ヘアーエクステンション及び頭皮保護用のネットを含む。以下同じ。)、帽子(毛付きのものを含む。以下同じ。)
- (2) 乳房用の補整下着(下着とともに使用するパッドを含む。以下同じ。)
- (3) 人工乳房・乳頭(乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く。以下同じ。)

(助成金の額等)

第4条 助成金は、次の表に掲げる区分に応じて当該区分により定める額及び助成回数を限度とする。

補整具	助成金の額	助成回数
ウィッグ、帽子	助成1回につき2万円まで	1人当たり1回
乳房用の補整下着	助成1回につき2万円まで	1人当たり左右1回ずつ
人工乳房・乳頭	助成1回につき10万円まで	1人当たり左右1回ずつ

(交付申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に、都留市がん患者アピアランスケア助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) がん治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書等、申請者のがん治療及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類
- (2) 補整具の購入に係る領収書(申請者の氏名、購入した年月日、品名、金額、及び購入数の記載のあるもの。)
- (3) 助成金の振込を希望する口座の通帳等の写し(カナ名義及び口座番号が確認できるもの。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、都留市がん患者アピアランスケア助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金の不交付を決定したときは都留市がん患者アピアランスケア助成金不交付通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定をしたときは、申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

都留市がん患者アピアランスケア助成金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

都留市がん患者アピアランスケア助成金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

都留市がん患者アピアランスケア助成金却下通知書

[別紙参照]